

2020文監第119号  
令和2年12月25日

請求人  
(略)

文京区監査委員 竹澤正美  
同 松本理恵子  
同 高山泰三

令和2年11月30日付で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は財産の管理を怠る事実などが認められるときに、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、文京区が行った特殊車両通行認定を受けた事業者が行っている違法な路肩走行により文京区の特別区道の財産的価値が毀損されており、文京区はこれを防止するため特殊車両通行認定の取消、損害を補填するため事業者への損害賠償請求を行うとともに、特殊車両通行認定を行った職員等による損害補填を求めていると解される。

ところで、本件において、法第242条第1項に定める公金の支出等の財務会計上の行為に該当するかについてみると、車両制限令に基づく特殊車両通行認定については道路構造の保全、交通の危険防止のため道路管理者として行う一般行政上の行為であり、公金の支出や財産的価値の維持等を直接の目的とした財産の管理とはいえ、住民監査請求の要件である財務会計上の行為には該当しない。

次に、事業者の特殊車両の通行により発生した特別区道の毀損という損害に関して文京区が損害賠償請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実と認められるかであるが、請求人の主張においては、特別区道の具体的な損害の発生及びこれによる損害賠償請求権の発生について摘示がなされていないため、住民監査請求の要件である財産の管理を怠る事実には該当しないものであって、住民監査請求の対象となるものではない。

以上のことにより、本件請求における請求人の主張は、法第242条に定める住民監査請求として不適法と解さざるを得ず、監査を実施しないものである。